

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

有限会社 保健情報サービス

② 施設の情報

名称：鳥取県立皆成学園	種別：福祉型障害児入所施設 短期入所支援（空床利用型）		
代表者氏名：鳥取県知事 平井 伸治 園長 米山 真寿美	定員（利用人数）：45名 （24名）※令和7年10月1日現在		
所在地：倉吉市みどり町3564番地1			
TEL：0858-22-7188	ホームページ： https://www.pref.tottori.lg.jp/kaisei/		
【施設の概要】			
開設年月日：昭和24年9月1日			
経営法人・設置主体（法人名等）：鳥取県			
職員数	常勤職員： 47名	非常勤職員	11名
専門職員	児童発達支援管理責任者 4名	事務員	1名
	児童指導員 3名	保育士	3名
	保育士 35名	保育士補助	1名
	保健師 1名	介助員	2名
	管理栄養士 1名	運転士	2名
	事務員 3名	警備員	2名
施設・設備 の概要	2号棟 定員15人	相談室	1室
	3号棟 定員30人	研修室	1室
	短期入所 空床数	スヌーズレン室	1室
		食堂	3室
		マイクロバス	1台
		普通乗用車	1台
		軽自動車	2台

③ 理念・基本方針

基本理念

- ・私たちは、ノーマライゼーションの理念に基づき、入所利用児童等とご家族一人ひとりの人権を尊重した施設運営を行います。
- ・入所利用児童等一人ひとりが心身ともに安定し主体的な生活を送ることを目指して、それぞれの目的や目標に添った質の高いサービスを提供します。

- ・社会参加を促進し、入所利用児童等が地域の一員として尊重され、地域社会の中でも主体的な生活が送れるよう、豊かで多様な経験を提供します。
- ・すべての障がいのある児童等の福祉向上を目指し、地域社会に開かれた施設としての機能を発揮するよう努めます。

基本指針

- ・サービス提供並びに運営は、児童の最善の利益を基準として実施運用します。
- ・利用者等が安全で安心できる環境の中で児童の主体性を尊重し、かつ特性に応じた専門的支援を行います。
- ・入所利用児童等やご家族、地域の方々や関係機関の声に耳を傾け将来の地域生活において一人ひとりがその人らしい生活を送れるよう総合的な支援を行います。
- ・県民の障がい児・者福祉思想の啓発に努め、施設の持つ専門的な知識や技術を活かし、在宅で生活している障がい児・者へ専門的な支援を提供します。
- ・発達障がい児・者及びその家族に対して相談支援を行うとともに、医療機関等と連携しながら、発達支援、就労支援を行います。

④ 施設の特徴的な取組

鳥取県立皆成学園は、障がい児への入所支援、日中一時支援、短期入所支援等の3事業を行ない子どもの自立と社会参加を目指し、社会生活への移行に向けた支援施設として、昭和24年9月に事業開始された歴史ある施設としての運営が行われています。

入所利用者が将来、地域の中で調和して暮らしていくための一人ひとりの特性等に応じた支援を行うために、子どもの「主体性の尊重（その人らしい生活の実現）」に向けて、子どもの自己選択や自己決定等をサポートしながら多くの情報提供や学園内外での生活体験等の提供と支援が行われています。

1) 入所支援

- ・児童の特性によって2棟体制の中で、児童が自分で考え、自分らしい生活ができるようになるための支援が行なわれています。
- ・家族や児童相談所等の機関と連携を密に図りながら児童支援が行なわれています。
- ・利用者、家族の意向を踏まえ円滑な社会移行に向けた支援が行なわれています。

2) 在宅支援

- ・在宅福祉の推進に寄与するため、在宅障がい児のニーズに応じて、短期入所、日中一時支援サービスが行なわれています。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年6月13日（契約日）～ 令和8年2月20日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	9回（令和4年度）

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

◎自分らしく生きるための「自己決定の尊重」を目指した支援

一人ひとりの児童が心身ともに安定した主体的な生活を送ることを目指して、それぞれの目的や目標に向け利用者の自己決定を尊重する支援が進められています。

利用者の日常生活における特性や発達状況、支援に対するニーズ把握が適切に行われた個別支援計画で支援が進められています。

日常生活上のルール等、生活棟会議や子ども自治会での話し合い等を反映した支援や環境改善等が行われています。

○職員相互の相手を尊敬し、チームアプローチによる児童への支援

統括委員会、サービス向上委員会、虐待防止委員会、リスクマネジメント検討委員会、地域交流推進委員会、人材育成委員会等の活動を通しての学園運営の適正化、人材育成、人権擁護等の各種検証や対策が行なわれています。

職員間の報連相を強化等、チームで支える取り組みに加えて、研修についても勤務体制が違う職員間でも共有を図る為、後日の動画視聴や資料配布等行ない全ての職員が共有した業務推進を実施できるチームアプローチが行われています。

○社会生活に必要な自律・自立に向けた多様な取り組みの工夫

利用者が退所後の生活や就労を想定したソーシャルスキルやコミュニケーション力の向上を目指し、個別支援計画を策定し、事業に取り組んでおられます。

社会生活に必要なスキル習得の為、社会生活訓練や金銭管理の練習が行える「社会生活移行支援サービス提供事業」が行なわれています。

また、学園独自で福祉就労の事業所やグループホーム見学等、将来の目標を定められるよう取り組まれており、退所後のサービス利用等に必要な手続き等、入所児童、保護者支援にも取り組まれています。

○職員育成

皆成学園人材育成計画に基づいて年間の育成計画を作成し、研修等を実施されています。

多様な障がい特性に対応できるスペシャリストを養成する為、取り組まれています。

○各種の要領、マニュアルの見直し

要領については偶数年、マニュアルについては奇数年に見直しが行われています。

随時必要に応じて変更が行なわれています。

◇改善を求められる点

○人材確保の取り組み

職員定数に基づき、福祉職、保育士職の確保に努めておられますが、保育士の欠員、産休・育休の代替職員の確保は困難な状況があり、恒常化となっています。

人材不足による安全・安心な利用者支援が厳しい状況を克服するための対策として、業

務改善や業務効率化の促進に加えて、入所者への直接支援職員の人員配置の見直し等、今後も県庁所管課に提案を継続される事を望みます。

○職員の人材育成

職員数が不足している事もあり、スキルアップのための研修参加への時間の確保が難しいという課題があります。

⑦ 第三者評価結果に対する施設のコメント

高い評価をいただいた点については、基本理念及び基本方針に則り、さらに向上できるよう引き続き全職員で取り組んでまいります。

改善をご提案いただいた点について、

- ① 人材確保については、産休・育休職員の代替職員が確保できず恒常的な人員不足であるため、関係部署と引き続き協議して人材確保に努め、環境の整備も含めてより安心・安全で質の高いサービス提供を目指します。
- ② 職員の人材育成については、園内研修の動画受講や園外研修のオンライン受講など、可能な方法で一人でも多く参加できるよう努めているところですが、当園としても、人材確保との関連性や研修参加の機会を十分に確保できていないことを重要な課題と認識しております。全ての職員に可能な限り園内外の研修受講の機会を保障し、人材の確保と育成を両輪として、利用児童及び家族の支援に反映できるよう取り組んでまいります。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

平成27年度より判断基準(a、b、c)の考え方が、「よりよい福祉サービスの水準へ誘導する基準」となるよう以下のように変更になりました。

「a」 より良い福祉サービスの水準（質の向上を目指す際に目安とする状態）

「b」 「a」に至らない状態、多くの施設・事業所の状態（「a」に向けたと取組みの余地がある状態）

「c」 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

評価結果（福祉型障害児入所施設）

共通評価基準（45項目）

評価対象Ⅰ 支援の基本方針と施設

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針は、運営要綱、学園要覧（パンフレット）に明文化され、ホームページの掲載により地域に対して広く周知が行われています。</p> <p>また、利用者・保護者等の利用開始時の案内に於ける重要事項説明書に明記された運営方針である「ノーマライゼーションの理念に基づき、利用者と保護者の尊厳を第一に考えて運営します」の説明を行い、日々の支援の中でも分かりやすく伝えられています。</p> <p>園内への理念の掲示による来園者及び職員への周知が行われています。</p> <p>年度当初には、新任職員を対象とした理念や基本指針に関する研修が行われ、参加できる職員も参加されており、参加できなかった職員は動画の視聴をされ継続的な職員への周知が図られています。</p>		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p><コメント></p> <p>障がい者施策、福祉型障害児入所施設、児童発達支援事業等の国の動向・方針についての情報収集が行われています。</p> <p>また、関係団体（日本知的障害者福祉協会及び鳥取県知的障害者福祉協会、鳥取県児童福祉入所施設協議会等）に所属し、機関紙及び会報の確認や会議又は研修会への出席等を通じた情勢の把握に取り組まれています。</p> <p>施設所在地の障害福祉計画には、策定委員会委員として参加され、内容を把握しているが、入所対象となる児童数の分析及び当圏の利用者の状況との比較分析等は不十分であると認識されています。</p> <p>定期的な県の監査担当部局の監査受検によるコスト分析、組織運営課題や経費削減等の取り組みが行われています。</p>		

3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p><コメント></p> <p>県の担当部局の監査の中で施設運営上の課題等を明らかにし、基本理念及び方針に沿った支援が可能となるような予算要求しておられます。</p> <p>また、決算状況は県担当部局が管理するホームページ上で公開されています。</p> <p>課題については、園内に設置している委員会を中心に検討しておられます。</p> <p>人材育成については、育成計画を整備し、それに沿った研修が実施されています。</p> <p>職員定数及び組織について県本庁（事業課及び人事担当課）と協議し、適切な職員定数となるよう働き掛けておられますが、人材確保が難しい。特に、ローテーション勤務が可能な職員の確保が困難な状況です。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>県としては「鳥取県障がい者プラン」を策定されており、中・長期的なビジョンや計画が明確にされています。現在障がい者福祉計画7期、障がい児福祉計画3期の計画に基づいて対応されています。同プランは令和6年3月に改訂されており、改訂後のプランは令和6年から令和14年までの計画になっています。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>毎年度、所属ごとに主要懸案事項を作成され、県の担当課と共有されています。</p> <p>所属内に設置されている委員会の実施計画を毎年度作成されています。</p> <p>主要懸案事項や所属内に設置されている委員会の実施計画は具体的な手立てや内容、年度内の実施スケジュール等を記載されています。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針を意識した主要懸案事項の取り組みは年度ごとに作成されています。</p> <p>主要懸案事項、各委員会の実施計画は、年度末に成果や課題を整理され、評価結果を基に次年度計画の見直しが行われています。</p> <p>主要懸念事項の取り組みの結果と次年度の計画は、県の担当課に報告されています。</p> <p>主要懸案事項、各種委員会の計画等は、データベースにより職員に周知されています。</p>		

7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
<p><コメント></p> <p>鳥取県障がい者プランについては県のホームページで公開されています。</p> <p>施設が作成されている主要懸案事項や各委員会の実施計画については利用者に周知は行われていませんが、サービス内容や行事等、利用者の生活に密接に関わることは、日頃から直接又は電話等で保護者等に伝え、利用者に対しては、利用者主体の「子ども自治会」「みんなの会」で伝えられ、園内の掲示板等を利用して周知が行われています。</p> <p>また、利用者の障がい状況を考慮した視覚的な資料（絵やルビ等）を活用した説明等により理解を深める工夫が行われています。</p> <p>外部者の視察研修等の際には、理念及び業務内容等の説明が行なわれています。</p>		

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p> <p>毎年実施される県の監査担当課の事務監査及び事業所導指担当課の実地指導において、支援内容の自己点検が行われています。</p> <p>事務監査では、各事業の評価を定期的に行い、監査資料に評価を記載しておられます。</p> <p>福祉サービス第三者評価も定期的に受審し、結果を公表しておられます。</p> <p>施設に設置している各委員会の取り組み状況も検証し、統括委員会で取りまとめて報告・協議し、園全体に周知する仕組みを構築し、支援の質の向上に向け取り組まれています。</p> <p>個別の支援計画については、3～6か月ごとにモニタリングを実施し、支援課題が整理されています。</p> <p>年3回「人権擁護禁止事項チェック」により、職員の日頃の対応をセルフチェックし「虐待防止委員会」で取りまとめて、統括委員会をはじめ、園内に報告しておられます。</p> <p>データベースでの情報共有を行い、速やかな対応ができるよう取り組まれています。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<p><コメント></p> <p>監査、実地指導や第三者評価の評価結果については、園内のデータベース等や統括委員会等から指摘事項や課題等について職員へ周知されています。</p> <p>対応する担当委員会等を決めて計画的に電子会議等を用いての職員参加による協議・意見を求め改善に向け取り組まれています。</p> <p>生活会議等を活用し、児童と職員で意見交換や検討を行い生活環境改善に取り組まれています。</p> <p>研修開催にあたり、同一の研修を複数回実施する、研修資料の配布や動画配信の活用を行うな</p>		

ど、全職員が受講できるような工夫が行なわれています。

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント></p> <p>運営規程で運営方針を示すとともに、新任職員研修等で周知しておられます。</p> <p>ホームページを活用し、当園の役割、運営方針について、管理者の考えを表明しておられます。</p> <p>事務分担表に、組織内の部署、各職員の業務内容が具体的に表記され、管理者はその総括者として明確に位置付けられています。</p> <p>事務分担表は毎年度、または変更の都度更新され、職員に周知しておられます。</p> <p>災害等の非常時の対応については、「鳥取県業務継続計画（鳥取県立皆成学園）」（BCP）に、管理者の役割、責任又は不在時の指揮等について定められています。</p> <p>虐待防止マニュアルに、園長を虐待防止責任者とし、役割を明記されています。</p> <p>マニュアルは年度当初の委員会で共有、確認し、園内に周知しておられます。</p> <p>委員会主催研修時にも、参加者へ口頭で周知をしておられます。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>県全体の取り組みとして、法令を遵守しての業務遂行が重要である旨が全職員に周知されています。</p> <p>園長は、当園の代表として各種団体に所属して会議等に参加する等、施設経営に必要な情報収集が行なわれています。</p> <p>コンプライアンスの徹底は人事局から都度通知があり職員に周知されています。</p> <p>園長自ら個人情報漏えい防止に関する研修を受講され、園内研修を開催されたり、個人情報の考え方、取り扱い等に関する園内研修も実施されています。</p> <p>事業根拠となる児童福祉法、児童虐待防止法、障害者総合支援法はもとより、県職員として遵守すべき法令・制度について、園内外の研修等を通じて周知・徹底が継続的に図られています。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>今年度から新任の園長になり、今までにない取り組みにも積極的に取り組んで行こうという姿</p>		

勢を持たれています。

また、福祉サービスとしての必要な各委員会の体制整備が行われ、定期的に会議を開催、委員会の役割・機能が明確にされた必要な検討が計画的、継続的に行われています。

各種委員会で協議された内容については、園長を長とする統括委員会で報告され、改善が必要と判断される案件については、該当の委員会へ園長が対応を指示しておられます。

サービスの質の向上のため、委員会で検討及び対応した内容について適宜助言等を行っておられます。特に児童等が安全且つ安心して生活できる環境作り、支援体制について考え、必要な設備等について積極的に指示をされています。

園長自らケース検討会に積極的な参加による指導・アドバイス等が行なわれています。

13

Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。

b

<コメント>

働きやすい職場とするため、環境整備や人事配置の要求等、随時人事担当部局等と調整等が行なわれています。

しかし、職員の休暇（育休・産休・その他等）の取得を含む勤務シフト体制の厳しい状況が続いています。職場環境アンケート（年1回）の結果や個別面談での職員の意向把握等、職員各自のワークライフバランスの実現と労働環境の整備の整合性がとれていない現状が散見されます。

各種委員会と総括委員会を設置され、組織的に業務を遂行する体制を構築されており、園長は総括委員会の長として組織的判断に参画されています。

ICTを導入するなど、業務の実効性を高めるための業務改善が行われています。

今後、よりワークライフバランスを考慮した労働環境になるよう期待します。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14

Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

b

<コメント>

人員体制については、施設に決定権はなく県の方針が決められています。職員定数に基づき、福祉職、保育士職の確保に努めておられますが、保育士の欠員、産休・育休の代替職員の確保は困難な状況があり、恒常化となっています。

人材確保については、主体的に県内外の就職ガイダンスや大学訪問等を行っておられますが、人材確保の成果は出てないようです。

県の人材育成方針が定められており、それに基づいた研修計画で対応しておられます。

人材育成を担当する委員会を設置されており、園全体（社会福祉専門職、保育士職は、経験年数、担当業務、キャリアビジョンに応じた職種ごと）の人材育成計画に沿った研修が実施されています。

外部研修の受講だけでなく、施設内でも受講可能なオンライン研修を毎月開催され、いつでも

視聴可能な研修を選定し、変則勤務職員が学べる環境作りの工夫をされています。		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>鳥取県の人事規程「求められる県職員像」が明確化され、人事評価制度が整備されています。</p> <p>職員個別のキャリア開発シート（業務目標の設定等）の活用により、日常業務の実施及び進捗状況が管理されています。</p> <p>年2回、職務遂行の成果及び行動等の評価基準に基づいて適正な人事評価が行われ、評価結果は、所属長（園長及び養護課長）との個別面談を通じて職員本人に説明が行われています。</p> <p>所属長の面談時には、人材育成担当部局が実施するキャリアビジョン研修計画（育成方針、到達目標等）及び職員の異動希望、担当業務や働き方に関する相談・要望等の機会として実施されています。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>職員の就業状況に対する労務管理の責任体制は明確であり、勤怠システムを活用した有給休暇や時間外勤務状況の適切な把握等の就業管理が行なわれています。</p> <p>育児（産休）又は家族等の介護が必要な職員への柔軟な勤務体制に向けての取り組みとして、可能な限りの配慮が行われていますが、休暇中の職員の補充人員確保も厳しいことから全職員がワークライフバランスを考慮した勤務体制の確保が難しく、時間外勤務等をせざるを得ない現状となっています。</p> <p>鳥取県の福利厚生制度も充実しており、定期的な職員面談により、仕事・生活面の悩み事や要望・意見を述べやすい環境を整え、更に福利厚生担当課が実施するストレスチェックによる必要な助言や定期的に健康診断等を受ける体制も整備されています。</p> <p>園内に衛生委員会を設置され、職員の健康と安全について検討されています。</p> <p>在宅勤務の導入・勧奨もあり、仕組みとしてはワークライフバランスに配慮した労働環境になってきています。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>鳥取県職員として求められる職員像が規定されており、学園の職員としても人材育成に係る基本方針があります。</p> <p>業務管理、キャリア開発シートを活用し、期首、前期末、後期末の所属長面談等を通じて業務遂行知識・技能等のスキル把握が実施され、職員の今後の育成（計画）に向けた指導・アドバイス等が行なわれています。</p> <p>園独自の職員の人材育成に係る基本方針も定められています。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教	a

	育・研修が実施されている。	
<p><コメント></p> <p>人材育成委員会による県の方針を踏まえた年間の人材育成計画（園内外計画）に基づいて研修が実施されています。</p> <p>今年度から、人材育成の強化的取り組みとして「皆成学園ステップアッププロジェクト（KSP）」を新たに立ち上げ、年間計画に基づいて研修を実施されています。</p> <p>各委員会が主催研修の企画・実施をされています。</p> <p>人員不足のため、全職員が対面受講する機会が少ないですが、研修時間の設定を工夫したり、WEB研修を活用されたり、園内研修の様子は動画保存して確認できるようにしたり、全員が復命書を閲覧可能としたりと、工夫されています。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p><コメント></p> <p>全職員に身上報告書及び業務管理キャリア開発シートの作成が義務付けられており、これにより資格・研修受講状況を把握できるようになっています。</p> <p>スキル習得度に合った階層別研修（到達目標、行動目標が明確）、職種別研修等のスキルアップに向けた研修が計画的に策定される体制が整備されています。</p> <p>新規採用職員については、園内研修だけでなく、県として取り組んでいる「新採サポーター制度」により、先輩職員がフォローして育成が行われています。</p> <p>研修の復命は、園内で回覧したり、データベースシステムに貼付する等して、職員間で共有しておられます。</p> <p>職員数が不足している事もあり、スキルアップのための研修参加への時間の確保が難しいという課題があります。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p><コメント></p> <p>実習生受入れマニュアルに基づき、受入れ窓口、実習体制を整え、実習プログラムや実習日程等、実習生の所属する機関等との調整や連携による積極的な取り組みが行われています。</p> <p>実習生は、保育士、看護師職を目指す学生が中心です。</p> <p>指導者は、児童発達支援管理責任者等の研修を受講し、指導に活かしておられます。</p> <p>学校との契約締結等とともに、実習前には打ち合わせを行い、実習中の巡回等で情報共有しながら、連携して実習をすすめられています。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a

<p><コメント></p> <p>皆成学園の理念、基本方針や活動内容等がホームページ等に掲載され、地域社会に公表されています。</p> <p>予算決算状況については、県の財政担当部局が管理するホームページに掲載されています。</p> <p>福祉サービス第三者評価の受審結果について、学園及び県担当課のホームページやWAMNET等で公開されています。</p> <p>苦情受付及びその対応状況については、県担当課が管理している広聴システムへの登録により、公表されています。</p>		
22	<p>Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>鳥取県会計規則、鳥取県事務処理権限規則等に定められており、庁内LANデータベース及びインターネットで確認できるようになっています。</p> <p>内部監査については、県会計実施検査（検査担当部局）、外部監査としては鳥取県監査委員監査（事務局監査）、施設含む監査担当部局による指導監査を受けており、いずれも結果をもとに必要に応じて是正されます。</p> <p>事務分掌は各課で作成し、庁内LANデータベースに貼付しておられます。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p>		
23	<p>Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>学園の基本理念では「すべての障がいのある児童等の福祉向上を目指し、地域社会に開かれた施設としての機能を発揮するように努めます」と宣言され、開かれた施設、地域の中の施設作りを目指して「地域交流及びボランティア活動推進業務要領」が定められています。</p> <p>要領に基づき、ボランティアを含む地域の方々との交流や障がい児福祉の啓発を目的に地域交流事業として、地域交流行事担当等の体制が整備され、地域交流行事等への開催につながる取り組みが行われています。</p> <p>地域の行事等の情報収集を行い、児童へは掲示板等を活用して情報提供が行われています。</p> <p>児童の社会生活への円滑な移行を目指して、一人ひとりのニーズや課題に応じた地域の社会資源を利用した様々な社会体験を提供されています。退園後の生活を見通して、地域の社会資源とその活用方法の理解や生活スキルの向上に繋がるよう支援されています。児童の日常的な活動に於いては近隣のスーパーや美容室、市立図書館等を利用されています。</p> <p>通過施設として、社会との関わりが持てるよう意識されています。</p>		
24	<p>Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確に体制を確立している。</p>	a
<p><コメント></p>		

ボランティアの受入れにあたっては、窓口を決め、募集や申込手続、事前説明、留意点等を記載したボランティアマニュアルが整備されています。

ボランティア活動推進業務要領が定められ、当園が開催する行事においても、ホームページでボランティアの受入れを募集されています。

学校教育の一環として、地域の小学校の人権教育への協力、高校・大学・社会福祉専門学校等の学生を地域交流行事のボランティアとして受け入れておられます。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25

II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

a

<コメント>

障がい福祉担当部局が発行する「よりよい暮らしのために」という障がい福祉施策や事業所紹介の冊子を活用しておられます。

施設との関係が深い機関として、在籍校や、児童相談所、保護者の居住市町村、相談支援事業所などと定期的な連絡会を行い、役割分担やスケジュール確認等の情報共有が図られています。

移行前には個々のケースに応じた支援のネットワーク調整が図られ、移行後は、約1年間アフターケアが行われています。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行なわれている。

a

<コメント>

地域の自立支援協議会、児童福祉入所施設協議会、地域の人権学習会等各種会議や手をつなぐ育成会への参加等により、地域住民の思いや当事者・家族のニーズを把握するよう努める等、地域の信頼確保に向けた取り組みが行われています。

日中一時、短期入所利用等個別ケースの教育支援会議等に参加し、生活課題等の把握等の情報収集が行われています。

また、園内に併設の鳥取県発達障がい者支援センター「エール」では当事者や家族からの相談を受けておられ、必要に応じてアドバイスや情報提供・関係機関の紹介等が行われています。

27

II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な施設・活動が行われている。

a

<コメント>

災害時に、所在地自治体が設営する避難所として施設を貸し出す協定が締結され、災害時に備えての備蓄品等の準備が行われています。

また、近隣の施設間での災害時の相互支援等の応援協力の協議も行われています。

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>学園の理念・基本方針並びに運営規程・倫理要領が整備・明文化され、日頃から利用者への人権尊重への基本姿勢としての人権に配慮した対応が行われています。</p> <p>施設内の虐待防止委員会が設置され、定期的な開催による虐待防止等についての検討や虐待防止研修の開催が実施される等、職員への共通認識や理解を深める取り組みが行われています。</p> <p>年3回「人権擁護禁止事項チェック表」を用いて自己チェックを行い、その結果をまとめ、必要な対応をされています。</p> <p>次年度からは、子どもの安全の為にを行う身体拘束事例検証会議に第三者機関にも加わってもらい、より客観性を持たせるための取り組みを予定されています。</p> <p>サービス提供マニュアルやサービス向上のための研修を通して、利用者の主体性や意見の尊重を考える機会が設けられています。</p> <p>利用者に対しては愛称で呼ぶことなく「さん」「くん」で呼びかけることを基本とされています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した支援提供が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>プライバシー保護規程等について、利用者・保護者等に対し、入所時の契約書の書面での説明による理解が得られています。</p> <p>プライバシー保護の権利擁護としては、性別、年齢、障がい特性に適した居室の整備、生活環境を工夫し、利用者・保護者等の意向を踏まえながらプライバシー保護の取り組みが行われ、具体的には、①居室のドアに目隠しをする、②個室での使用、③園内掲示、ホームページ又は広報誌等に掲載する利用者の写真、氏名の取り扱いについて、毎年度当初、保護者に意向を確認して、一覧を作成、④外部者の視察又は見学時には、氏名が記載された掲示物等を隠すなど対応が行われています。</p> <p>個人情報に記載した文書の送付は、県の規程に基づいてダブルチェックを行うなど、情報漏洩の防止策を徹底され、継続的に研修が行われています。</p>		
Ⅲ-1-(2) 支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者に対して支援選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>児童、保護者が利用する玄関に施設運営に係る基本方針、サービスの基本理念を掲示されています。</p>		

<p>学園の理念・基本方針、施設概要や入所に必要な各種の情報を得るための情報提供については、写真や図を用いて分かりやすい説明資料としてのホームページで発信されています。</p> <p>利用希望者・家族等の見学も随時受け入れておられ、学園要覧等を提示して丁寧に支援内容、利用手続き等の受入れに関する説明が行われています。</p> <p>入所希望については、まずは見学や日中一時支援又は短期入所の利用を勧め、より早く安定した生活となるよう配慮が行われています。</p>		
31	<p>Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・変更において子どもと保護者等にわかりやすく説明している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>利用契約締結時には、利用者・家族等に対して、契約書、重要事項説明書を用いて丁寧に説明が行われ同意を得て利用が開始されます。</p> <p>子どもにはそれぞれの特性に合わせたルビや写真を用いた物も用意されています。</p> <p>サービス内容に変更が生じた場合は、変更点について変更契約等書面で具体的に説明して同意を得ておられます。</p> <p>個別支援計画の作成・更新時には、利用者・保護者のニーズを聞き取り計画に反映されています。</p> <p>措置入所児童には、児童相談所が権利ノートを用いて定期的に説明されています。</p>		
32	<p>Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>15歳以上の児童には、個別の移行支援計画を作成し、利用者・保護者のニーズに応じて移行に向けた継続的な支援を行っています。</p> <p>育成課及び養護課に担当者を置き、毎月担当者会議を開催されています。</p> <p>利用者・保護者の希望、退所後に利用可能なサービス並び制度を検討しておられます。</p> <p>その検討結果を踏まえ、関係機関と連携しながら実習等を調整し、スムーズな移行となるよう協議し努力しておられます。</p> <p>移行時には移行支援会議を開催し、役割分担、必要な諸手続やスケジュール等の共有を図り、利用者及び保護者に書面や口頭による説明が行われています。</p> <p>概ね一年間のフォローアップを行い、利用者・保護者、関係機関からの相談に対応し、新たな利用サービスへの定着が図られています。</p> <p>フォローアップでは、移行先の生活状況が安定するよう、本人との面談や事業所等との情報共有が細やかに行われています。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 子どもや保護者の満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-① 利用者の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>生活棟で毎月実施している生活会議や子ども自治会主催のみんなの会で定期的に意見・要望を</p>		

表明する機会が設けられています。

利用者アンケート、嗜好調査も実施されており、福祉サービス第三者評価受審の際には、保護者アンケートも実施しておられます。

意思表示が難しい利用者については、日々の生活支援の中から本人の感情や嗜好を推測し、併せて保護者の意向も把握するよう努められています。

サービス向上委員会を設置され、毎月委員会を開催し、児童の意見を反映しながらサービス向上について検討を重ねられています。

意見・要望については、各種委員会で検討され、要望に添えない場合や改善・見直し等に時間がかかるものについては、その理由や見通しを利用者に分かりやすく説明されています。

Ⅲ-1-(4) 子どもや保護者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

<コメント>

苦情解決実施要項に基づき、苦情解決責任者、受付担当、第三者委員体制が整備され、園内掲示により周知が図られています。

また、苦情受付の意見箱の設置、重要事項説明書の説明時に利用者・保護者等への苦情解決の仕組みについて周知が図られています。

県の各機関が受ける意見・要望等を広聴システム「県民の声」を活用して対応されています。

園内での苦情内容や苦情への対応状況等が県に報告され、苦情やその対応状況等が担当課に報告され、ホームページに掲載することとなっています。

このシステムと併用して、園内の報告データベースを利用し、苦情の内容、対応状況をデータベースで報告されています。

いずれも、内容によっては意見要望対応の担当部局と協議して回答し、申し出者が特定できないような形で公表され、回答内容はホームページで確認できます。

35

Ⅲ-1-(4)-② 子どもや保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。

a

<コメント>

どの職員でも気軽に口頭にて個別の聞き取りが行える事について説明しておられます。

学園内に個別で相談可能な複数の面接室が準備され、更に、生活棟内に於いては、全員居室が個室なので相談等は各居室で担当職員が受けておられます。

子どもの特性に応じて絵カード、写真、アプリケーション等使用し、子どもが理解しやすい方法で対応されています。

保護者からの相談等については、必要に応じて執務室や別棟の相談室を確保しておられます。意見箱の設置も行われています。

36

Ⅲ-1-(4)-③ 子どもや保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

a

<コメント>

子ども・保護者等からの相談・意見等については、苦情解決実施要領に基づき迅速な対応に努

めておられ、データベースを通じて園長まで全ての報告があがり、全職員で共有する仕組みが構築されています。

苦情解決要綱は定期的に見直しをされています。

苦情解決の仕組みについては、契約締結時に保護者に説明をされています。

相談受理から解決までのマニュアルが整備されています。

相談等を受け、解決までの検証や検討対策等に時間が必要な場合はその旨伝えられています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な・支援の提供のための施設的な取組が行われている。

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

a

<コメント>

学園内の各部署の職員で構成する「リスクマネジメント検討委員会」が設置され、毎月の協議の中で、災害対応、所在不明利用者の捜索、危機管理体制等マニュアル及び緊急連絡網を各種整備し、計画的な避難訓練、救急救命訓練、所在不明利用者捜索訓練、不審者対応訓練、緊急時連絡訓練等や研修等を実施し、安心・安全な組織運営に向けたマニュアル等の検証や見直し等が行なわれています。

また、毎月の施設の危険物等を確認する「安全点検」が実施され、危険箇所等の改修が行なわれています。

各種緊急時対応マニュアルを定めて職員に周知され実効性を高めるため避難訓練の他、所在不明児童捜索マニュアルや防犯マニュアル等に基づいた実地訓練を取り入れ、マニュアルの見直しも行われています。

アクシデント又はインシデントについては、ヒヤリハット報告としてデータベースで管理しており、事例によっては、再発防止対策等の検討や見直し等のリスクマネジメントの取り組みが行われています。

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

<コメント>

「感染対策委員会」が設置され、感染症防止マニュアル、感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備し、適時見直しが行われています。

年2回マニュアルに沿って園内研修や訓練を開催するなど職員の感染症防止に関する意識が高められています。

季節ごとの感染情報や感染予防について担当者やデータベース等を通じて職員間で情報共有されています。

感染症発生時はもとより、普段の健康管理もマニュアルに基づき対応され、感染症の発生及び拡大防止が行われています。

感染症発生時における業務継続計画（BCP）の策定も行われています。

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもや保護者の安全確保のための取組を組織的に行っている。

a

〈コメント〉

安全計画が整備されており、県のBCP策定により、災害発生時の体制が講じられ、定期的に訓練も行われています。

職員の緊急連絡網が整備され、緊急時に迅速かつ正確に情報伝達できるよう、「ロゴチャット」や「マチコミ」システムを活用しておられます。連絡訓練は年2回実施されています。

災害時の持ち出し品は年1回リストの見直しを行ない、毎月チェックし避難訓練の際には実際に持ち出されています。

食料の備蓄についても担当者が管理し、期限の管理、保管場所の工夫が行なわれています。

倉吉市との協定による避難場所指定にもなっており、災害時等は、消防や警察、近隣施設からの必要な応援依頼を行う仕組み等による事前の防災対策の取り組みが行われています。

Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され、支援が提供されている。	a
〈コメント〉 学園の理念・基本方針をもとに各種のマニュアルが利用者の人権尊重や権利擁護など、運営要綱等、当園のマニュアル集データベースに保管され、全職員がいつでも閲覧可能であり、業務マニュアルに沿った支援が行われています。 また、利用者の一人ひとりの個別支援計画もデータベース化され、対応困難事例は、個別に支援対応マニュアルが作成される等、職員がいつでも支援内容を確認できるため、共通の情報を共有する等の統一的な利用者への支援が行われています。		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
〈コメント〉 各種マニュアルによる標準的な実施方法については、所管する各委員会等で決定し2年に1回程度見直しが実施されています。 また、利用者や職員からの改善意見・要望及び事業運営時での必要な場合や政令（条例）等による改正が必要なときは、その都度見直し・修正を行うこととなっています。 個別支援計画書を短期と長期に分け、定期的にモニタリングを実施され、課題を整理し、目標や支援方法等細やかに策定されています。6ヶ月ごとに見直しが行われており、変更時には情報共有をされています。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより・支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
〈コメント〉		

個別支援計画策定マニュアルにより、障がい状況、発達状況及び利用者等のニーズを考慮して、入所、短期入所利用のすべての利用者への計画書が作成されています。

入所時のアセスメントは、年齢や障がいの状況に応じ、個別支援計画策定マニュアルに規定するアセスメント表が用いられています。

入所利用者については、各生活棟保育士長がサービス管理責任者となっており、担当者が作成した支援計画書を保育士長が確認されます。更に、保育士長だけでなく、他課及び管理者も確認し、合議により策定されます。

策定した計画については保護者に説明し、同意も得ておられます。

園内だけでなく、入所を措置した児童相談所やサービス支援計画を策定している相談支援事業所等との関係機関との情報共有が図られています。

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

a

<コメント>

個別支援計画策定マニュアルに計画見直しの時期と方法等が定められています。

利用開始後約1カ月のアセスメント期間を経て個別支援計画が作成され、その後は日常のモニタリング記録や学園の多職種によるケア会議等での評価等による利用者一人ひとりの個別支援計画（3ヶ月～6ヶ月その他必要に応じて）の見直しが行われています。

計画変更時は、当初策定時と同様に、担当をはじめとする関係職員による合議により策定が行われ、関係機関と共有を図られています。

Ⅲ-2-(3) 支援実施の記録が適切に行われている。

44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。

a

<コメント>

入所利用者、短期入所利用者について、それぞれに様式を定めてデータベース化し、支援内容及び利用者の状況が記録され、書面及び電子媒体いずれにおいても園内関係者で回覧共有の仕組みが確立しています。

データベースを利用した回覧は、職員が必要な時に迅速に情報共有が可能であり、業務の効率・効果的な支援につながっています。

毎朝の職員会議等でも必要な情報を共有し子どもの支援等の気になる対応事項等が討議され適切な支援へとつなげておられます。

記録作成の方法及び留意点については記載要領等の定めはないが留意事項を記した書面を用意され、職員間で共通の認識が図られています。また、サービス班があり、副保育士長のスーパーバイズを通じて記録について指導されています。

45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもと保護者に関する記録の管理体制が確立している。

a

<コメント>

園内の記録はすべて、県の文書であり、鳥取県個人情報保護条例、鳥取県個人情報保護条例施行規則及び鳥取県文書管理規程に基づいた作成及び管理が行われ、管理責任者は、次長と定められています。

全職員に個人情報管理の研修等を通じて指導を行い、書面記録については所定のスペースに保管するなど、外部の第三者の目に触れないよう工夫し、電子媒体については、パスワードを付与して保存するなど、情報管理の徹底が実施されています。

契約時、利用者及び家族に対して、契約書及び重要事項説明書を用いて個人情報の取扱いへの同意を得る等の個人情報保護についての説明が実施されています。

県の規程に基づいた個人情報を含む文書等の発送については、専用のデータベースを使用し、ダブルチェック、Eメールのデータ送信はパスワード付与の徹底など、記録の漏洩防止に努められています。

内容評価基準（16項目）

A-1 利用者の尊重と権利擁護

1-(1) 自己決定の尊重		第三者評価結果
1	① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組みを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>学園の基本理念として、入所利用児童等一人ひとりが心身ともに安定し主体的な生活を送ることを目指して、それぞれの目的や目標に添った質の高いサービスの提供が掲げられ、必要に応じてその都度児童に伝え、利用者の自己決定を尊重する支援が進められています。</p> <p>利用者の日常生活における特性や発達状況、支援に対するニーズ把握等、短期・長期的な視点で個別支援計画が策定されています。</p> <p>日常的な活動や衣服、日用品、理美容については利用者の意向を尊重し、利用者本人の意思表示、選択が難しい場合には、可能な限り本人の意思を推察し、保護者に意向を確認しておられます。</p> <p>園内の生活ルールについては、利用者で構成する自治会や生活棟内の会議において話し合い、その意見・要望等を尊重した支援が行われています。</p> <p>統括委員会、サービス向上委員会、虐待防止委員会等に於いて、子どもの人権に配慮した取組みが行われています。</p>		

1-(2) 権利侵害の防止等		第三者評価結果
2	① 利用者の権利侵害の防止等に関する取組みが徹底されている	a
<p><コメント></p> <p>利用者の権利擁護については、虐待防止マニュアルや虐待防止委員会要綱にて定め、職員に周知されています。</p> <p>虐待防止委員会が人権擁護禁止事項のチェックを年2回実施されています。</p> <p>身体拘束については三原則に従って判断し、対応を記録し園内で共有されています。身体拘束を伴う事案は虐待防止委員会が行う身体拘束適正化検証会議で定期的に検証されています。</p> <p>身体拘束適正化に向けた取組みを指針に明記され、指針に沿って関連委員会や会議を運営、</p>		

実施されています。

施設内での虐待等権利侵害発生に備え、調査委員会の立ち上げや調査及び報告手順（フロー作成）等を明らかにした取り組みが行われています。

利用者の心身の安全を考慮し、強度行動障がい支援者養成研修、包括的暴力防止プログラムに関する研修を計画的に受講され、正しい知識を学ばれています。また、トレーナー資格のある職員による園内での定期的な伝達研修を実施されています。

A-2 生活支援

2-(1) 支援の基本		第三者評価結果
3	① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの利用者の障がい程度、発達過程を考慮し、利用者が退所後の生活や就労を想定したソーシャルスキルやコミュニケーション力の向上を目指し、個別支援計画を策定し、事業に取り組んでおられます。</p> <p>日用品の買い物や理美容店の利用などの社会生活の訓練や金銭管理の練習が行える「社会生活移行支援サービス提供事業」を、予算対応し実施されています。</p> <p>学園独自で福祉就労の事業所やグループホーム等を見学・体験する機会を設け、将来の目標を定められるよう支援しておられます。</p> <p>退所後のサービス利用等に必要な手続きについて、利用者・保護者等に助言したり、窓口に同行する等の支援が行われています。</p> <p>グループホームの利用が見込まれる利用者については、園内の生活実習室等で、自立後の単独生活を見通した生活体験を通じて自信を積み重ね、グループホームの体験利用に繋がるよう支援が行われています。</p> <p>日々の生活支援では、利用者の自主性を引き出す工夫がされ、見守りや助言等個々に応じた支援が行われており、各生活棟に社会自立担当がおられます。</p>		
4	② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>利用者の状況に応じて、適切なコミュニケーション方法による意思疎通を図り、絵や写真、文字のカード等の補助ツール等の活用や相互の意思確認の方法や職員側からの伝達方法の工夫が行われています。</p> <p>言葉による意思表示が困難な利用者はそれぞれのジェスチャーやサインで意思表示をされる場面もあるので、見逃すことのないよう注意しながらコミュニケーションをされています。</p> <p>自分の気持ちが相手に伝わるよう低年齢からコミュニケーション能力の向上を目指し、個々の適性に応じて、支援ツールの修正や改善を随時行い、取り組まれています。</p>		
5	③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	a

<コメント>

希望する利用者に個別に話を聴くよう心掛け、利用者によっては定期的にその時間を設けるなど、可能な限り対応をされています。

サービス等の選択をしやすくする為に、考えられる選択肢の提示と説明を行ない自己決定できるよう支援が行われています。

自己選択、自己決定の経験を積み重ねることで、生活意欲の向上や意思形成の促進にもつながるよう支援が図られています。

特に言語による意思表示が困難な利用者については、意思形成過程で、説明や意向の確認方法を工夫し、支援のポイント等を個別支援計画に反映させる取り組みが行われています。

利用者・保護者等から受けた相談・要望については、データベースで記録・共有し、必要に応じて対応を検討されています。

6 ④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用者支援等を行っている。

a

<コメント>

利用者の障がい程度や希望、今後の社会生活を想定した支援を検討し、個別支援計画に基づき実施されています。

地域行事の情報提供を行ない、利用者の自由意思により参加を決定し、希望する利用者が安全に参加できるよう支援しておられます。

コロナ5類移行後は、地域行事も少しずつ再開されてきており、参加の機会も増えています。

各委員会や生活会議を通して児童の希望等を確認され、これに沿った園内行事や日常の余暇活動支援に取り組まれています。(日中は小学生から高校生まで特別支援学校へ通学されています。)

園内外の活動を通じて社会参加やスキルの向上をねらい、移行後の豊かな地域生活に繋ぐことができるよう工夫しておられます。

7 ⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。

a

<コメント>

園内外の研修受講、日々のOJTを通じて、専門知識と技能の習得に努めておられます。

特に強度行動障がいの対応について、研修を定期的に受講し、有資格者を増やされています。

日常の支援記録や会議等を通じて、利用者のよりよい支援方法等の共有が行われています。

行動障がい等の特性のある利用者の安全な生活に向け、個別の分析等による施設の環境整備や支援方法等の検討の実施、ケースによってはマニュアル化により職員の統一的支援が行われています。

利用者同士のトラブル回避のため 居室の調整や生活エリアや時間を分ける等、支援方法を工夫されています。

トラブル発生時には、視覚的な手がかりを用いる等、双方に事情を聴取して状況整理し、解決策を提案する等しておられます。

また、必要に応じて発達障がい者支援センター（エール）や外部専門機関等から助言を受け、支援の再検討を行う等、個別支援計画に反映されています。

2-（2）日常的な生活支援		第三者評価結果
8	① 個別支援計画にもとづく日常生活支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>個別支援計画作成に基づき、利用者個々の特性に配慮し、日常生活支援（食事、入浴、排せつ、着替え、保清、移動等）の自立を促しながら支援が行われています。</p> <p>食事は、嗜好調査を行って利用者の好みを把握し、アレルギー反応や誤嚥を防ぐ安全に配慮した献立を心掛けており、検食表の記録を基に関係者で適切な献立を検討され、翌月以降の献立に活かされています。</p> <p>各児童の意向を踏まえ、管理栄養士、保健師、保育士等が連携され、栄養ケアマネジメント計画を策定、実施されています。医療とも適宜連携され、食事形態や支援方法、食具について助言を得るなど安全においしく楽しく食事ができるよう支援され、成長・発達の促進をされています。</p> <p>入浴や排せつ支援の場面に於いて、できるだけ同性介助になるよう努力されていますが、勤務体制や男女比の問題もあり難しい点があります。今後も同性介助が可能になるような十分な人員配置になるよう期待します。</p> <p>身体障がいのある利用者については、安全に介助するための専門家の助言を受ける等、日常的な実践支援が行われています。</p>		

2-（3）生活環境		第三者評価結果
9	① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>園内は、委託清掃業者と職員により毎日清掃、消毒が行われ、清潔感のある施設運営が行われています。</p> <p>施設の老朽化に伴う計画的な改修対応の実施や毎月の園舎の安全点検による危険箇所、危険物等の調査、点検、修繕等が実施されています。</p> <p>更に、年3回程度職場の危険箇所の点検「職場巡視」が実施されています。</p> <p>生活棟の居室は、利用者の障がい特性に応じて安全を第一の環境整備に努めており、利用者の希望や特性等を考慮する等、適宜必要に応じた対応が行われています。</p>		

2-（4）生活環境		第三者評価結果
10	① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている	a
<p><コメント></p> <p>主治医の指示に基づいた機能訓練だけでなく、将来の生活を見通しての遊びや作業体験、社会資源の利用体験、日常生活（買い物や着替え、ごはんの準備、清掃、洗濯等）の中で生活訓練等が年間計画として取り組まれています。</p> <p>訓練だけの計画を策定するのではなく、個別支援計画の中に盛り込んで総合的な支援となるよう工夫されています。</p> <p>身体に障がいのある利用者については、リハビリ通院、日々のストレッチ及びトレーニング等も行われています。</p>		

2-(5) 健康管理・医療的支援		第三者評価結果
11	① 利用者の健康状況の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>健康管理のマニュアルに沿って、日々の利用者の健康観察が実施され、体調不良や受傷があれば、軽微なものも含めて、保育士、保健師を中心に状況を確認し、必要な医療機関等への受診が行われています。</p> <p>学校検診で行われない検査も、独自に行って健康状態の把握に努め、利用者の定期受診には、原則、保育士、保健師が同行し、担当保育士がまとめた利用者の日常の様子を報告書を基に、主治医等に状況説明が行われています。</p> <p>主治医等から受けた指示や助言等受診結果は、園内のみならず保護者や関係機関とも共有が図られています。</p> <p>利用者の医療情報については、データベースを活用し受診状況や医師の指示事項、服薬情報を管理しておられます。</p> <p>てんかんに関する研修会や、感染症や食中毒に関する研修会が園内で実施されています。</p> <p>交代制勤務等で受講できなかった職員には、動画視聴を含め全職員が受講するよう工夫が行われています。</p> <p>児童の疾患や障害特性を踏まえた支援について医療を含む関係機関と情報を共有され、緊急時には迅速に対応ができるよう連携体制が取られています。</p>		
12	② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	a
<p><コメント></p> <p>保健師と生活棟保育士が連携して利用者の日々の健康管理が行われており、園外では、内科、精神科及び歯科医に嘱託医を委嘱されています。</p> <p>服薬管理マニュアルに基づき、日々の投薬等については、生活支援を行う保育士が複数回ダブルチェックし、投薬ミスが生じた際は、ヒヤリハットとして取扱い、その都度再発防止策を講じておられます。</p> <p>食事等のアレルギーの有無も利用開始時に把握され、誤食防止としての必要な対応が実施されています。</p> <p>てんかん発作への対応について、園内で研修（毎年）が実施され、主治医の指示書に基づいて適切な対応が行われています。</p> <p>感染症対応のマニュアルを整備し、感染症に関する研修も毎年実施しておられます。</p>		
2-(6) 社会参加・学習支援		第三者評価結果
13	① 利用者の希望と意向を尊重した社会や学習のための支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>社会生活移行支援サービス提供事業や地域のイベントへの参加等、社会資源の情報提供や利用促進、経験の積み重ね等の工夫が行われています。</p>		

保護者との外出や保護者宅への帰省（外泊）については、保護者や必要に応じて児童相談所と調整を行ないながら実施されています。

利用者の方のみでの外出可否について、判断基準も設定されており、単独で外出が可能な利用者の方には、友人等と園外で交流する事も尊重されており、必要に応じて職員同行も行われています。

学校の夏季休業中には、中高生を対象に園内で作業所を開設し、少額ではあるが作業への取り組みを評価した手当を後援会から給付する等、就労意欲につながる工夫が行われています。

利用者や家族等の希望と意向を尊重し、学校と連携しながら学習支援が行われています。

2-（7）地域社会への移行と地域生活		第三者評価結果
14	① 利用者の希望と意向を尊重した地域社会への移行や地域生活のための支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>利用者及び保護者の意向を確認し、移行支援計画が作成されます。</p> <p>障がい程度、特性等を勘案した上で、退所後の就労や生活を想定し、利用可能な社会資源を整理して情報提供や見学・体験を実施しておられます。</p> <p>就労及び生活面では、学校主催の実習、当園主催の実習や事業所見学を通じて、どのような事業所があり、どのような仕事や生活をするのか、移行を意識して計画的かつ段階的に体感し、学習する機会を提供しています。</p> <p>社会生活を営む上での必要なスキルやマナー（お金の使い方や公共交通機関の利用方法等）の獲得、社会生活移行支援サービス提供事業や、利用者向けの学習会等を企画、実施しておられます。</p> <p>地域移行への支援は早期に開始し、退所後も訪問面接、助言等のフォローアップを行い移行後の生活がスムーズに定着するよう努めておられます。</p>		

2-（8）家族との連携・交流と家族支援		第三者評価結果
15	① 利用者の家族との連携・交流と家族支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保護者がいつでも相談しやすい関係作りを心掛け、各種相談に応じて助言が行われ、電話連絡や連絡帳も活用され、適宜生活状況や通院状況を報告されています。</p> <p>支援に関する説明は、電話だけでなく通院や家庭訪問、面会等の対面で行ない、書面や支援の様子を見て頂く等イメージや理解につながるよう工夫され、信頼関係が築けるよう努めておられます。</p> <p>契約入所利用者の状況は随時連絡をとり、日々の生活状況を伝え、意見・要望等を把握する機会が作られています。</p> <p>措置入所利用者については、直接又は児童相談所を通じた保護者の意向等の確認が行われています。</p> <p>いずれの入所形態も、学校の個別懇談へは、学園からも出席され、保護者と学校との情報共有が行われています。</p> <p>利用者の病気、ケガ等の場合には、急変時のマニュアルに基づき、保護者との適切な連絡を行</p>		

いながら医療機関への受診対応等が行なわれています。

A-3 発達支援

3-(1) 発達支援		
16	① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>職員は、多様な障がいに対応すべく児童発達支援管理責任者を中心に、多面的なアセスメントを行い、適切な個別支援計画を組織的に策定されています。</p> <p>また、ケースによっては外部専門家の指導・助言等を受け、入所児童の支援に反映されています。</p> <p>個別支援計画に基づき、利用者の適性に応じて生活体験の拡大や自立に向けた様々な活動を提供し、発達支援を行われています。</p> <p>作成された個別支援計画は、保護者・学校等の関係機関と共有されています。</p>		